

2026年2月10日

報道関係者各位

幸福実現党 栃木県本部
代表 石川 信夫

栃木県知事、栃木県議会議長へ

「いじめ防止対策推進法」の実効性ある取り組みに関する要望書」提出

この度、栃木県知事と栃木県議会議長へ要望書を提出することとなりましたので、以下の通り、ご連絡させていただきます。

先月、栃木の県立高等学校において発生したいじめ問題は、被害生徒の心身に深刻な影響を及ぼすとともに、学校・教育委員会の対応の在り方に対しても多くの県民から不安と疑念の声が寄せられています。「いじめ防止対策推進法」では「児童等は、いじめを行ってはならない」といじめを禁じており、「いかなる理由があっても許されない行為」と言えます。また、国・地方自治体・学校・保護者・地域社会が一体となる取り組みを求めています。

つきましては、県として積極的に対応して頂くため、「いじめ防止対策推進法」の実効性ある取り組みに関する「要望書」を栃木県知事、栃木県議会議長に提出いたします。

1. 提出日時

2026年2月13日（金）10時

2. 場所

栃木県本町合同ビル（県庁舎南別館）4階 教育政策課

3. 提出者

栃木県本部代表 石川 信夫 下野市議会議員
代表補佐兼政調会長 三浦 康浩
副代表 三觜 明美

4. 要望内容

- いじめ防止基本方針とマニュアルの実効性向上
- 教職員の責任明確化と研修の義務化
- 児童・生徒への周知と啓発活動の強化
- 道徳教育と人権教育の充実

の4つの観点から「いじめ防止対策推進法」の実効性のある取り組みを強く要望いたします。詳細内容は、別添の「いじめ防止対策推進法」の実効性ある取り組みに関する「要望書」をご参照ください。

新聞社各位におかれまして、一隅に掲載いただけますと、有難く存じます。

以上

令和 8 年 2 月 13 日

栃木県知事
福田 富一 殿

幸福実現党 栃木県本部
代表 石川 信夫

「いじめ防止対策推進法」の実効性ある取り組みに関する要望書

幸福実現党栃木県本部は、県民の皆さまの幸福と安心を守る立場から、教育現場におけるいじめ問題の根絶に向けた取り組みを強く求めています。

このたび、栃木の県立高等学校において発生したいじめ問題は、被害生徒の心身に深刻な影響を及ぼすとともに、学校・教育委員会の対応の在り方に対しても多くの県民から不安と疑念の声が寄せられています。「いじめ防止対策推進法」では「児童等は、いじめを行ってはならない」といじめを禁じており、「いかなる理由があっても許されない行為」と言えます。また、国・地方自治体・学校・保護者・地域社会が一体となる取り組みを求めています。

つきましては、以下の通り、県としての積極的な対応を要望いたします。

1. いじめ防止基本方針とマニュアルの実効性向上

各学校では、「いじめ防止基本方針」または「いじめ防止対策マニュアル」が策定されているものと思いますが、これが実効性のある形で運用されているか、県が定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善指導を行う体制を構築してください。

2. 教職員の責任明確化と研修の義務化

教職員がいじめの兆候を見逃さず、適切に対応できるよう、年次研修を義務化するとともに、いじめ対応に関する責任体制を明確にしてください。

3. 生徒への周知と啓発活動の強化

いじめ防止に関する基本的な考え方や相談窓口の情報を、生徒にわかりやすく伝える教材や動画を作成し、定期的に活用し生徒への周知を徹底してください。

「いじめ防止対策推進法」では「児童等は、いじめを行ってはならない」といじめを禁じており、「いかなる理由があっても許されない行為」ということを生徒が認識することにより、いじめの行為を抑止するとともに、いじめられた場合の対応も明確にすることにより、いじめが影に隠れないようになるものと考えます。

4. 道徳教育と人権教育の充実

学校教育において、他者を思いやる心、正義感、責任感を育む道徳教育を強化し、善悪の判断をできるようにし、いじめを未然に防ぐ人間力の育成を推進してください。

いじめは、子どもたちの未来を奪う深刻な人権侵害であり、社会全体で取り組むべき課題です。栃木県が、いじめ防止対策推進法の理念に基づき、県民の信頼に応える実効性ある施策を講じていただくことを、強く要望いたします。

以上

令和 8 年 2 月 13 日

栃木県議会議長
池田 忠 殿

幸福実現党 栃木県本部
代表 石川 信夫

「いじめ防止対策推進法」の実効性ある取り組みに関する要望書

幸福実現党栃木県本部は、県民の皆さまの幸福と安心を守る立場から、教育現場におけるいじめ問題の根絶に向けた取り組みを強く求めています。

このたび、栃木の県立高等学校において発生したいじめ問題は、被害生徒の心身に深刻な影響を及ぼすとともに、学校・教育委員会の対応の在り方に対しても多くの県民から不安と疑念の声が寄せられています。「いじめ防止対策推進法」では「児童等は、いじめを行ってはならない」といじめを禁じており、「いかなる理由があっても許されない行為」と言えます。また、国・地方自治体・学校・保護者・地域社会が一体となる取り組みを求めています。

つきましては、以下の通り、県としての積極的な対応を要望いたします。

1. いじめ防止基本方針とマニュアルの実効性向上

各学校では、「いじめ防止基本方針」または「いじめ防止対策マニュアル」が策定されているものと思いますが、これが実効性のある形で運用されているか、県が定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善指導を行う体制を構築してください。

2. 教職員の責任明確化と研修の義務化

教職員がいじめの兆候を見逃さず、適切に対応できるよう、年次研修を義務化するとともに、いじめ対応に関する責任体制を明確にしてください。

3. 生徒への周知と啓発活動の強化

いじめ防止に関する基本的な考え方や相談窓口の情報を、生徒にわかりやすく伝える教材や動画を作成し、定期的に活用し生徒への周知を徹底してください。

「いじめ防止対策推進法」では「児童等は、いじめを行ってはならない」といじめを禁じており、「いかなる理由があっても許されない行為」ということを生徒が認識することにより、いじめの行為を抑止するとともに、いじめられた場合の対応も明確にすることにより、いじめが影に隠れないようになるものと考えます。

4. 道徳教育と人権教育の充実

学校教育において、他者を思いやる心、正義感、責任感を育む道徳教育を強化し、善悪の判断をできるようにし、いじめを未然に防ぐ人間力の育成を推進してください。

いじめは、子どもたちの未来を奪う深刻な人権侵害であり、社会全体で取り組むべき課題です。栃木県が、いじめ防止対策推進法の理念に基づき、県民の信頼に応える実効性ある施策を講じていただくことを、強く要望いたします。

以上